

住み慣れた地域で暮らし続けるために

# 在宅療養を「知る」・「考える」

医療や介護が必要になった時、「住み慣れた自宅を過ごしたいが、具体的にどうすればいいのかわからない」「どこに相談すればいいか」などの不安はありませんか。そんな不安の解消に役立つハンドブックを紹介いたします。

## 川西市・猪名川町在宅療養ハンドブックの活用を

「川西市・猪名川町在宅療養ハンドブック」では、在宅療養やそれを支える医療・介護の専門職による支援体制、相談窓口について分かりやすく説明しています。

同ハンドブックを活用して、在宅療養に関する不安を少しでも解消し、自身の「自分らしく生きる」を考えるきっかけにしてください。

## 市役所や各地域包括支援センター、医療機関などで配布

市役所1階の介護保険課や、各地域包括支援センター、市立総合医療センター、市内の医療機関・薬局、各公民館、中央図書館などで配付しています。

また、市ホームページでも閲覧できます。



問い合わせ 中央地域包括支援センター ☎(755)7581

## 高齢者のタクシー代を助成します

問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1174

4月1日(日)時点で次の①～③全てに当てはまる人に、タクシーの基本料金(初乗り運賃)を助成する利用券を交付します。①市内在住で65歳以上②要介護3～5の認定を受けていて、介護保険施設に入所していない③障害福祉課の実施するタクシー料金助成事業の対象とならない。

申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、必要書類を添付の上、地域福祉課へ

## 市長の資産などを公開

問い合わせ 秘書課 ☎(740)1103

4月10日(月)から「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づき作成された「資産等報告書」(就任時4年10月28日現在保有分)を公開。同報告書は4月10日から市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。

## 5年度から動物病院で接種してください 狂犬病予防注射接種をあなたの愛犬に

問い合わせ 環境政策課 ☎(740)1202

生後91日以上飼育犬は、年1回の狂犬病予防注射接種が義務付けられています。5年度以降の狂犬病予防集合注射は中止になります。今後は、動物病院で接種してください。詳しくは市ホームページへ。



## 住 民主体のまちづくりを支援

問い合わせ 都市政策課 ☎(740)1201

地区計画策定初期などの活動を行う住民団体に対し、アドバイザーの派遣や活動の助成を行います。

希望する団体は、市役所5階の都市政策課と各行政センターに備え付けの申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、4月3日(月)から12月28日(木)までに同課へ。



## 大 学などへの進学を助成

問い合わせ 教育総務課 ☎(740)1256

経済的理由で大学などへの進学を断念することのないよう、市大学等進学支援金を給付。国の高等教育の修学支援新制度で、第Ⅱ区分か第Ⅲ区分で採用され、入学金が減免されることが、申請条件の一つです。

現在、高校3年生で次年度の進学時に給付を希望する人は、同制度の申請を在学学校へ。4月に大学などへ入学し、同制度の申請がまだで、給付を希望する場合は在学学校へ。

受け付け期間は7月3日(月)～31日(月)。市大学等進学支援金については市ホームページへ。同制度については、日本学生支援機構 ☎0570(666)301、入学金の減免は在学学校へ。



## A 自治会やコミュニティ組織などが対象 ED購入費用の助成と貸し出し

問い合わせ 生活安全課 ☎(740)1333

自治会やコミュニティ組織などの地域活動団体を対象に、その活動の拠点となる施設にAED(自動体外式除細動器)を設置する際の購入費用を一部助成。

また、地域のイベントなど、一時的な利用の際に、市所有のAEDを貸し出しています。

## 啓 男女共同参画社会をめざすグループが対象 発活動などの費用を一部助成

問い合わせ 人権推進多文化共生課 ☎(740)1150

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会。その実現に向けた啓発活動などを行うグループに、活動費用の一部を助成します。詳しくは市ホームページへ。

代表者とメンバーの過半数が市在住・在勤者で、市内で活動する5人以上のグループ

選考を行い、助成する団体・グループを決定

市役所4階の人権推進多文化共生課と男女共同参画センターに備え付けの申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、5月26日(金)までに人権推進多文化共生課へ

Fax(740)1151・kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

## 住 宅のバリアフリー改造を助成

問い合わせ 各課へ

手すり取り付けと段差解消の費用を一部助成します。

【住宅改造(一般型)】

対象は65歳以上の人がいる世帯。浴室やトイレのヒートショック対策の費用も一部助成。詳しくは地域福祉課 ☎(740)1174へ。

【住宅改造(特別型)】

対象は介護保険の要介護・要支援の認定を受けた人がいる世帯と、障害者手帳の交付を受けた人がいる世帯。詳しくは介護保険課 ☎(740)1148、18歳以上65歳未満は障害福祉課 ☎(740)1178、18歳未満の子どもはこども支援課 ☎(740)1400へ。

## 財 市ホームページなどで閲覧できます 務などの監査結果を公表

問い合わせ 監査委員事務局 ☎(740)1252

市の財務などの監査結果(定期監査などの結果と監査結果に対する措置状況)を市役所2階の市政情報コーナーと市ホームページで公表しています。現在実施している監査の結果も、随時公表します。



全ての自転車利用者が対象

## 自転車ヘルメットの着用が努力義務化されます

自転車運転時の乗車用ヘルメット着用について、これまで13歳未満の子どもの対象でした。

4月1日(日)からは、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

自転車に乗る際は、忘れずにヘルメットを着用しましょう。詳しくは市ホームページへ。



交通政策課 ☎(740)1184

## 固 納税義務者本人と委任を受けた代理人が対象 定資産税評価額などが縦覧できます

問い合わせ 資産税課 ☎(740)1133

4月3日(月)から5月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)市役所2階の資産税課で、5年度固定資産税の課税対象となる土地や家屋の評価額などが記載された帳簿を縦覧できます。対象は納税義務者本人と、本人の委任を受けた代理人に限ります。

## 手 児童扶養手当・特別児童扶養手当などが対象 当額を4月分から増額します

問い合わせ こども支援課 ☎(740)1179  
障害福祉課 ☎(740)1178

物価上昇などの影響で、4月分からの児童扶養手当などの手当額が増額になります。詳しくは、児童扶養手当と特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過福祉手当はこども支援課、特別障害者手当は障害福祉課へ。

【児童扶養手当】児童1人の場合は4万4,140円～1万410円、2人目は最大で1万420円、3人目以降は最大で6,250円を加算した額

【特別児童扶養手当】1級の場合は5万3,700円、2級の場合は3万5,760円

【特別障害者手当】2万7,980円

【障害児福祉手当・経過福祉手当】1万5,220円

## 4月23日(日)に 休日納付相談窓口を開設

市税・保険税(料)・保育料・育成料

4月23日(日)午前9時半～午後4時に、休日納付相談窓口を開設します。市役所1階の保険収納課 ☎(740)1177と介護保険課 ☎(740)1148、同2階の市税収納課 ☎(740)1135、同3階の入園所相談課 ☎(740)1175へ。